

政令 第三百八十九号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十条第三項及び第七十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二百三条第二号中「経過した日」の下に「(大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過した日)」を加える。

第二百六条第一項第二号中「経過した日」の下に「(大規模な災害の場合その他やむを得ない事情がある場合には、三年を経過した日)」を加え、同条第二項中「補てんされる」を「補#される」に改める。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第二百三条（第二号に係る部分に限る。）（被災事業用資産の損失に含まれる支出）の規定は、平成二十三年一月一日以後にした同号に掲げる費用の支出について適用し、同日前にした改正前の所得税法施行令（以下「旧令」という。）第二百三条第二号（被災事業用資産の損失に含まれる支出）に掲げる費用の支出については、なお従前の例による。
- 3 新令第二百六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）の規定は、平成二十三年一月一日以後にした同号に掲げる費用の支出について適用し、同日前にした旧令第二百六条第一項第二号（雑損控除の対象となる雑損失の範囲等）に掲げる費用の支出については、なお従前の例による。